

岩手県告示第554号

職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）第46条第2項の規定により、令和2年度後期技能検定試験を次のとおり行う。

令和2年9月1日

岩手県知事 達 増 拓 也

1 技能検定試験の実施職種

- (1) 特級 鋳造、金属熱処理、機械加工、放電加工、金型製作、金属プレス加工、工場板金、めっき、仕上げ、機械検査、ダイカスト、電子機器組立て、電気機器組立て、半導体製品製造、プリント配線板製造、自動販売機調整、光学機器製造、内燃機関組立て、空気圧装置組立て、油圧装置調整、建設機械整備、婦人子供服製造、紳士服製造、プラスチック成形及びパン製造
- (2) 1級及び2級 さく井（ロータリー式さく井工事に係るものに限る。）、建築板金（内外装板金に係るものに限る。）、工場板金、機械検査、自動販売機調整、時計修理、空気圧装置組立て、農業機械整備、冷凍空調和機器施工、婦人子供服製造、紳士服製造（紳士既製服製造に係るものに限る。）、プラスチック成形（射出成形に係るものに限る。）、建築大工、配管（建築配管に係るものに限る。）、厨房設備施工、型枠施工、鉄筋施工、コンクリート圧送施工、防水施工（合成ゴム系シート防水工事、塩化ビニル系シート防水工事及び改質アスファルトシートトーチ工法防水工事に係るものに限る。）、ガラス施工及び塗装
- (3) 2級 機械加工（普通旋盤に係るものに限る。）
- (4) 3級 造園、機械加工（普通旋盤、数値制御旋盤、フライス盤及び平面研削盤に係るものに限る。）、めっき、機械検査、電子機器組立て、建築大工及び配管

2 技能検定試験の日時及び場所

区 分	日 時	場 所
実技試験	令和2年12月4日(金)から令和3年2月21日(日)までの間において別に通知する日時	別に通知する。
学科試験	令和3年1月24日(日)、同月31日(日)、同年2月7日(日)、同月11日(木)又は同月14日(日)のうち別に通知する日時	

- 3 受検手続 受検申請書を令和2年10月5日(月)から同月16日(金)までに岩手県職業能力開発協会（紫波郡矢巾町大字南矢幅第10地割3番地1 岩手県立産業技術短期大学校内）に提出してください。
- 4 その他 詳細については、岩手県商工労働観光部定住推進・雇用労働室又は岩手県職業能力開発協会に問い合わせてください。